

学校生活のきまり（校則）

宇部市立上宇部中学校生徒指導部

令和6(2024)年4月

1 服装

衣替えについては期日を指定しません。ただし、式典等、全校で制服をそろえる必要がある場合は、6月から9月は夏服、10月から5月までは冬服を着用します。なお、その場合にはお子様を通じてお知らせします。

	男子	女子
冬服	標準学生服の上着およびズボン	学校規定の紺のセーラー服(ダークグリーンの襟線と袖線)及びスカート ・ネクタイは規定のもの
	袖口や襟口、上着の下から中着を出さないで下さい。 下着は、白・黒・紺・ベージュが可。上着を脱いだ際には白・ベージュのみ。(掃除は例外)	

	男子	女子
夏服	無地の白色カッターシャツ(長袖も含む)、 または半袖開襟シャツ ・ボタンダウン等飾りのあるものは許可しない。 ・ズボンは冬の服装に準じる。	白の半袖セーラー服 ・スカートは冬に準じる。 ・ネクタイは冬の服装に準じる。
	袖口や襟口、上着の下から下着を出さないで下さい。 下着は、白・ベージュが可。	

標準学生服とは？

- ・ 「日本被服工業連合会」認証全国標準型学生服であること
- ・ 「宇部市児童生徒健全育成協議会」規定のものであること(上着袖ボタン2つ・ズボンはノータック)

制服に関する注意事項

【男子生徒】

- ・ ズボンは裾を切ったり、下げてはいたりしない。
- ・ シャツは、必ずズボンの中に入れる。
- ・ ベルトの色は、黒、紺、茶色(金属類が多くついているものは不可)。
- ・ ラウンドトリムカラーでないものは、襟カラーをつける。
- ・ 上着の下にカッターシャツを着る。
- ・ 長袖シャツの袖ボタンをきちんと留める。

【女子生徒】

- ・ セーラー服の上着丈を極端に短くしない。
- ・ スカート丈は、膝頭が隠れる程度とする。(「宇部市児童生徒健全育成協議会」規定)
- ・ 袖ボタンをきちんと留める。

【靴下】

- ・ 靴下は白・黒・紺の単色とする。
- ・ スニーカーソックス(くるぶしソックス)も可。
- ・ 足首部分のメーカー名等は1ポイントで華美でないものは可。(大きすぎる物は不可)
- ・ ルーズソックス・カバーソックス(足の甲がでるソックス)、モコモコしたソックスは許可しない。

【下着】

- ・ 上着の下に必ず肌着を着用する。(夏服では、白・ベージュが可。
冬服では、白・黒・紺・ベージュが可。上着を脱いだ際には夏服と同様。掃除は例外)
- ・ ワンポイント・ロゴマークは可。タートルネックは不可。

【名札】

- ・ 名札を胸ポケットにつける。

【マスク】

- ・ マスクは紐も含めて白。(あごマスク禁止。正しく付ける。)

(3) 防寒具(期間：11月中旬から翌年3月下旬まで)

- ・ コート類……………中学生らしく、華美でないもの。
- ・ 手 袋……………同上
- ・ マフラー……………首に一巻きして、腰までを限度とする。(ネックウォーマーも可)
- ・ カーディガン…無地で制服に準じる色(黒・紺)とする。(ボタン付)。
裾の長さは手首まで、左胸部には名札を付けること。
- ・ タイツ……………模様のない黒。黒の靴下着用可(模様等がないもの)。
ストッキングは許可しない。タイツを着用しての体育の授業は禁止。

防寒着に関する注意事項

- ・ 校舎内では、カーディガン以外は着用しない。(運動場や体育館での全校及び学年集会は担当者の判断。)

2 上履き

- 本校指定のサンダル

3 下履き

- 男女とも白を基調とし、体育の授業に使用可能なもの
(ハイカット、ミドルカット等、体育の授業に適さないものは不可)
- ・ ロゴマーク及びラインは可とし、色は問わない。(模様は不可)
- ・ 靴ひもは白とする。 ・ 中敷きについては規定なし。

4 頭髪

- 学習や運動の妨げにならない、中学生としてふさわしい髪型
 - ① パーマネント・カール・編み込み・脱色・着色・マニキュアなどは禁止
 - ② 香水・整髪料は禁止
 - ③ 特異な髪型は禁止

頭髪に関する注意事項

【男子生徒】

- ・ ツーブロックは禁止

【女子生徒】

- ・ 肩まである長い髪は、細いゴム（黒、紺、茶）で結ぶ。（耳より上にしない。ハーフアップは可）
- ・ リボンや髪飾り等につけない。（頭の上でピンでとめるのはNG）
- ・ 触角は禁止

5 カバン類

- ① 通学カバンは、学習用具を入れるのにふさわしいもの。（華美でないもの）
- ② 紙袋・ビニール袋等は特別な場合以外は使用しない。

6 自転車通学について

- | |
|--|
| <p>許可条件① 規定された区域（大字上宇部 327 番地～、大字上宇部 590 番地～、開三丁目 2～7 番、開二丁目 4～12 番、県営住宅琴芝団地）の生徒</p> <p>② 特別に事情があり、認められた生徒</p> <p>③ 部活動で許可された生徒</p> |
|--|

- ・ 希望する生徒（許可条件を満たした者）は、入学後『自転車通学許可願』を提出し、許可をもらうこと。
- ・ 部活動の自転車利用については、入学後に説明・指導する。
- ・ 変形車（例えばハンドルを上げる等）やマウンテンバイクは不可。
- ・ 登下校の際には、「ヘルメット」及び「安全たすき」を着用すること。
- ・ 上記規則が守れない場合は、ただちに使用許可を取り消す。

7 その他

- ① 8時15分までに登校（5分前登校）し、朝読書を行う。（遅刻の限界は8時20分）
- ② 水筒は通年持参可。但し、中身は、お茶か水、スポーツドリンクに限る。（ペットボトル禁止）
- ③ アルバイトは、原則として許可しない。但し、特別な事情がある場合は、申し出ること。
- ④ 学校生活に不要な物は持ってこない。守れない場合は、預かる。
- ⑤ 他学年のフロアにはいかない。中央階段は基本通らない。他クラスには入らない。
- ⑥ 保健室に体調不良で訪れた際には、部活動には参加せずに帰宅すること。

8 高等学校からの要望

次のことが中学校時においてしっかり身に付けておくように要望されている。

- ・ 人の話を素直に聞くこと。
- ・ さわやかなあいさつをすること。
- ・ 時間を守ること。特に遅刻や欠席がないこと。
- ・ 掃除をきちんとやること。
- ・ 制服等、きちんとした身なりであること。

※ 日頃からいつ、どこで、誰と会っても恥ずかしくない自分であることが大切です。
このプリントを熟読し、当たり前のこととして身に付けましょう。

「感じよく・爽やかに・一生懸命」